

時 期	応急段階
区 分	応急生活支援
分 野	消費生活・防犯対策
検 証 項 目	災害警備（防犯）

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、警察法
執 行 主 体	警察、町内会、自治会、警備業関係団体、等
財 源	自主財源
概 要	<p>兵庫県警は、発災後の被災地域における治安を確保するために、県外警察等の応援を得て、徒歩、パトカー等によるパトロールを実施した。また、仮設住宅への居住開始に伴い、仮設住宅居住者の安全・安心を確保するため、兵庫県警は、防犯協会、市町、自治会等との連携により、防犯連絡所の設置、ふれあい交番相談員による相談活動、仮設住宅等への訪問活動等を実施した。</p> <p>阪神・淡路大震災においては、警備業界等によるパトロール活動が実施された。震災後、警察庁は、緊急交通を確保するための交通誘導、被災地のパトロールや避難場所の警戒、被災状況についての情報提供などについて、警備業界等との連携を確保するために、都道府県知事又は警察本部長と当該都道府県警備業協会長との災害時支援協定の締結を推進した。</p>

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 県の欄を参照。</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 県の欄を参照。</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>被災地における治安を確保するため、受援パトカー隊が結成され、全国から約200台のパトカー、移動交番車等が兵庫県警に派遣された。これにより、被災地の機動力は通常時の約5倍に強化された。被災地においては、倒壊家屋に埋もれたままになっている財産等を盗難から守るために、徒歩又はパトカー等によるパトロールが行われた。[『阪神・淡路大震災警察活動の記録：都市直下地震との戦い』兵庫県警察本部]</p> <p>兵庫県警は、各種犯罪の予防検挙活動をはじめとして、住民の安心感の醸成を図るため、1月20日から7月25日までの間、同県内応援部隊と他都道府県特別派遣部隊による「被災地域集団パトロール隊」を組織して、24時間体制で徒歩による集団パトロールを行った。[『阪神・淡路大震災警察活動の記録：都市直下地震との戦い』兵庫県警察本部]</p> <p>避難場所、被災家屋付近等において、プレハブによる仮設交番の設置や、移動交番等の活用により、臨時交番や「よろず相談所」を開設し、避難住民の苦情・相談、関係機関・団体への連絡を行った。[『警察白書（平成7年）』警察庁]</p> <p>被災地域における少年の健全育成を図るため、兵庫県警の少年相談専門職員等が、神戸市補導センターの職員と合同で「あじさい少年相談チーム」^(注)を編成し、避難所等を移動しながら少年相談所を開設して、生活環境の厳しい変化に遭遇した少年や保護者等の不安、悩み等に関する相談に応じた。((注)「あじさい」は、神戸市の市花である。)[『警察白書（平成7年）』警察庁]</p> <p>震災後、暴力団による復興工事への不当参入要求、土地の不法占拠、借地借家関係や土地の境界線をめぐるトラブルへの介入等が予想されたため、兵庫県警及び暴力団追放兵庫県民センターは、常設暴力相談所における相談受理体制を強化し、弁護士に参加も得て無料相談を実施するとともに、移動暴力相談車を利用した「巡回暴力相談所」を開設するなど、被災者のニーズに応じた相談活動を実施した。[『阪神・淡路大震災警察活動の記録：都市直下地震との戦い』兵庫県警察本部]</p>

兵庫県警は、平成7年1月26日～3月15日、大震災で神戸市、芦屋市、西宮市を中心として防犯灯、街路灯が壊滅的な被害を受け、夜間における被災者の不安感も高まったことから、人心の安定と犯罪・事故防止対策を強化するため、物的環境に着目した地域安全活動として、関係機関団体と連携して避難所及び駅周辺の街路灯の破損状況を調査し、関係機関に補修・新設を要請していく「街を明るくするライトアップ作戦」を展開した。[『阪神・淡路大震災警察活動の記録：都市直下地震との戦い』兵庫県警察本部]

兵庫県警は、各種犯罪から被災者を守るとともに、住民ニーズに応じた警察活動を推進するため、平成7年2月10日、兵庫県警察本部に地域安全推進本部を設置し、被災者が安心して暮らせるための地域安全活動の推進に当たった。[『阪神・淡路大震災警察活動の記録：都市直下地震との戦い』兵庫県警察本部]

兵庫県警は、2月10日から7月31日、安全パトカー隊を結成し、受援パトカー隊、被災地域集団パトロール隊等との連携を密にして、避難所住民同士のトラブルや事件、事故等、警察事象の発生が予想される避難所を重点に、パトロールを実施した。[『阪神・淡路大震災警察活動の記録：都市直下地震との戦い』兵庫県警察本部]

兵庫県警は、2月10日から4月10日、全国の婦人警察官の応援を得て、のじぎくパトロール隊を結成し、避難所、仮設住宅を中心としたパトロールを行った。[『警察白書（平成7年）』警察庁]
交番速報、ミニ広報誌等を、警察署、交番等に広報掲示した他、仮設住宅やその周辺のスーパーマーケット等への掲出、街灯での配布、などにより、住民の身近な生活環境情報や悪質商法への注意の呼びかけ等を行った。また、阪神・淡路大震災に便乗し、暴力団員が違法、不当な行為によって資金の獲得を図っている実態が明らかとなったため、警察では、暴力団対策法を活用するなどして、これら違法行為に対する取締りを徹底した。[『警察白書（平成7年）』警察庁]

仮設住宅居住者の安全・安心を確保するため、仮設住宅の建設地に設置されている警察署では、防犯協会、市町、自治会等と連携して、平成7年6月から7月にかけて県内の仮設住宅159箇所にて防犯連絡所を設置した。[『阪神・淡路大震災警察活動の記録：都市直下地震との戦い』兵庫県警察本部]

兵庫県警は、平成7年6月、緊急増員された警察官500人（44都道府県警察及び皇宮警察の特別出向者）からなる「フェニックス隊」を発足させ、被災地における市民生活の安全と平穏の確保、震災復興に不可欠な輸送路の確保及び指導取締などを通じた交通秩序の確保、被災地などにおける各種犯罪の予防検挙及び初動捜査を任務として、自動車警ら隊、交通機動隊、機動捜査隊にそれぞれ配置した。[『阪神・淡路大震災警察活動の記録：都市直下地震との戦い』兵庫県警察本部]

兵庫県警は、平成7年6月、被災者の仮設住宅の入居に伴い、仮設住宅における安全対策を強化するため、地域コミュニティ基盤の確立、住民に安心感を与える警ら活動の強化、住民ニーズの把握、情報発信活動及び高齢者保護活動を重点とした地域安全活動を推進した。[『阪神・淡路大震災警察活動の記録：都市直下地震との戦い』兵庫県警察本部]

平成8年3月、きめ細かな安全対策を推進するため、推進体制の強化、要保護対象者枠の拡大、要望、意見、問題等の本部における一元管理等を盛り込んだ地域警察被災者支援総合計画（地域フェニックスプラン）を策定し、仮設住宅等に対する地域安全活動を系統的に推進した。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p276]

平成8年4月、30警察署に60名のふれあい交番相談員を配置し、ふれあいセンターにおける警察相談の受理や仮設住宅及び復興住宅の訪問活動を行った。平成11年4月には、復興住宅を重点とした、ふれあい交番相談員の配置換えを行い、24警察署に60名配置した。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p277]

平成9年4月、交番勤務員による仮設住宅の立ち寄り強化に伴う空き交番対策として、仮設住宅を管轄している21警察署35交番に交番相談員35名を配置した。平成11年4月には復興住宅を管轄する警察署を重点とした配置換えを行い、交番勤務員による復興住宅への立ち寄り活動を強化した。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p277]

平成11年4月、被災者の多くが移転した復興住宅等におけるコミュニティが未成熟であることから、復興住宅住民への支援活動の効果を上げるため、多くの復興住宅を管轄する灘警察署を「震災復興支援パイロット地区警察署」に指定し、行政機関、住民組織等と協働した支援活動を推進

した。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p277]
平成12年、復興住宅に駐在所を設置し、コミュニティづくりを支援するとともに、住民の視点に立った地域安全活動を推進した。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p277]

阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果

受援パトカー隊の活動状況[『阪神・淡路大震災警察活動の記録：都市直下地震との戦い』兵庫県警察本部]

- ・派遣先は、被災の激しい神戸、阪神、淡路の地域を重点にした20警察署（東灘、灘、葺合、生田、兵庫、長田、須磨、垂水、神戸水上、芦屋、西宮、甲子園、尼崎中央、尼崎東、尼崎西、尼崎北、伊丹、宝塚、岩屋、津名西）。
- ・受援パトカー隊は、震災2日目の1月18日から24時間勤務による二交代制で運用され、服装は、活動服、活動帽、黒短靴であった。
- ・受援パトカー隊の活動期間は、1月18日から4月26日までの99日間で、この期間中に派遣された車両人員は、37都道府県から延べ12,474台、人員24,675名であった。
- ・活動期間中における日々の活動台数は、次表のとおり。

活 動 日	活 動 台 数
1月18日	23
1月19日	88
1月20日	90
1月21日	139
1月22日～3月7日	194
3月8日～3月15日	144
3月16日～3月23日	94
3月24日～3月31日	82
4月1日～4月18日	38
4月19日～4月26日	20

- ・受援パトカー隊の活動により検挙した犯罪は73件で、その内訳は窃盗21件（店舗荒らし1件、自動車盗2件、オートバイ盗13件、原付自転車盗2件、自転車盗2件、車上狙い11件） 障害2件、暴行2件、占有離脱物横領7件、覚せい剤取締法3件、毒物及び劇物取締法2件、軽犯罪法1件、銃砲刀剣類所持等取締法2件、屋外広告物条例2件、ひき逃げ3件、無免許9件、酒気帯び18件及び登録番号表示義務1件であった。

被災地域集団パトロール隊の活動状況[『阪神・淡路大震災警察活動の記録：都市直下地震との戦い』兵庫県警察本部]

- ・派遣先は、被災の激しい19警察署（東灘、灘、葺合、生田、兵庫、長田、須磨、芦屋、西宮）管内。
- ・活動人員は、自署員29,220名、派遣部隊員35,536名、総員64,756名であった。
- ・活動事例としては、犯罪検挙149件、好事例67件があり、その主なものは、以下のとおり。

犯罪検挙

殺人未遂、障害（指名手配）暴行、恐喝未遂、窃盗（自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、店舗荒らし、色情盗、賽銭盗など）、住居侵入、強制わいせつ未遂、銃砲刀剣類等取締法、覚せい剤取締法、軽犯罪法、あて逃げ、無免許、酒気帯びなど

好事例

高齢者迷い人の保護、初期消火活動、飲酒常習者の避難所収容、避難所からの浮浪者排除、盗難車の変換、二次災害防止措置など

「街を明るくするライトアップ作戦」の活動状況[『阪神・淡路大震災警察活動の記録：都市直下地震との戦い』兵庫県警察本部]

- ・警察及び各自治体が街灯の補修・新設の要請を関西電力株式会社神戸支店に対して行った結果、街路灯3,958の新設と補修整備がなされた。工事費用は、各自治体が負担した。

安全パトカー隊の活動状況[『阪神・淡路大震災警察活動の記録：都市直下地震との戦い』兵庫県警察本部]

- ・活動エリアは、被災の大きな14警察署（東灘、灘、葺合、生田、兵庫、長田、須磨、芦屋、西宮、甲子園、尼崎西、尼崎北、伊丹、宝塚）
- ・神戸方面隊の16台、阪神方面隊の12台の日勤用車両、姫路方面隊の当番用車両2台により、活動した。
- ・活動は24時間勤務による二交代制で、服装については、自動車警ら隊の通常の服装である活動服、活動帽、黒短靴とした。
- ・活動期間中の延べ人員等は、人員9,486名、車両4,492台であった。
- ・活動期間中の犯罪検挙は、刑法犯1,570件、特別法犯290件、交通法令違反8,851件であり、その内訳は、殺人未遂、強盗、障害、逮捕監禁、放火、窃盗（自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上狙い、事務所荒らし、自動販売機荒らし、出店荒らしなど）詐欺、暴行、住居侵入、覚せい剤取締法、銃砲刀剣類等取締法、ひき逃げ、あて逃げ等であった。

のじぎくパトロール隊の活動状況[『阪神・淡路大震災警察活動の記録：都市直下地震との戦い』兵庫県警察本部]

- ・のじぎくパトロール隊は、平成7年2月10日に150人で発足した。この派遣状況は、以下のとおり。

派遣開始日	派遣府県	派遣期間
2月11日	京都府警	2/11～2/17
2月19日	愛知県警	2/19～2/24
2月26日	京都府警	2/26～3/3
3月5日	静岡県警	3/5～3/10
3月12日	神奈川県警	3/12～3/17
3月19日	三重県警	3/19～3/24
3月26日	岡山県警	3/26～3/31

- ・パトロールに際しては、自作の「のじぎくパトロールカード」、「のじぎくニュース」等10種の広報誌を作成して、広報活動も行った。
- ・解散する4月16日までに訪問した避難所は、延べ4,956カ所であり、2,014件の要望・苦情に対応した。

震災に便乗した悪質商法等の取締事例[『警察白書（平成7年）』警察庁、P56 - 57]

〔事例1〕 建設会社の社員（43）らは、兵庫県尼崎市内の会社員等に対し、「当社と被災家屋の修理契約をすれば、行政から補助金が出る」などと虚偽の勧誘を行い、壊れた住宅の屋根や壁の修理契約をした。平成7年2月に訪問販売法違反（不実告知）で3人を逮捕（兵庫）

〔事例2〕 廃棄物処理会社の役員（26）らは、兵庫県尼崎市が震災廃棄物の集積場所を設けて廃棄物の受入れをしていることに便乗して、震災に関係のない建設廃材を集積場所に不法投棄した。3月までに廃棄物処理法違反で逮捕3人を含む9人を検挙（兵庫、大阪）

暴力団による震災に便乗した違法行為の取締事例[『警察白書（平成7年）』警察庁]

〔事例1〕 山口組直系組長（55）らは、阪神・淡路大震災の被災者に対し、兵庫県福祉協議会から生活福祉資金（災害援護資金）の特別融資が受けられることを奇貨として、被災事実がないにもかかわらず、また、二重借入れであることを隠して同貸付金の借入れを申し込み、総額630万円の交付を受けた。3月検挙（兵庫）

〔事例2〕 山口組傘下組織幹部（46）は、神戸市内の倒壊家屋の解体撤去及び建て替え工事を受注した建設会社の社員に対し、「マンション建設のとき、うちにも仕事をさせてくれ」などと告げ、同工事の一部の受注等を要求した。4月中止命令（兵庫）

市 町	阪神・淡路大震災に対して取った措置 県の欄を参照 阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果
-----	---

	<p>県の欄を参照。</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>(社)兵庫県防犯協会連合会が中心となり、「ボランティア防犯パトロール隊」を兵庫県内15地区の防犯協会、(社)兵庫県警備業協会、(社)大阪府警備業協会及び自治会等により結成し、被災地区の防犯パトロール活動を行った。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p277-278]</p> <p>被災者のニーズや地域住民の不安感を除去するため、(社)兵庫県防犯協会連合会が、平成7年1月19日から同年4月1日までの間、行方不明相談所の開設、救護所の設置場所、地区別開店公衆浴場情報、提供可能な公営住宅情報、医療情報、被災児童福祉相談所の設置等、新聞、テレビ、ラジオのメディアで報道されていない、被災者等が真に必要なとす情報を地域安全ニュースとして毎日発行した。[『警察白書(平成7年)』警察庁]</p> <p>(社)兵庫県防犯協会連合会は、全国各地から送られてきた自転車3,256台を避難所の被災住民に無料で貸し出した。貸与の際は、盗難車と区別するために防犯マスコットのシールを貼付した。[『警察白書(平成7年)』警察庁]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p> <p>ボランティア防犯パトロール隊の活動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初は、被災地域外の防犯協会各支部および大阪府警備業協会、兵庫県警備業協会がパトロールを行っていたが、その後、被災地の防犯協会、各地の自警団がそれぞれパトロール隊を編成した。最大228団体、参加人員2,180人が被災地において防犯パトロール活動を展開するに至り、警察官との合同パトロール、資機材の提供等の支援活動を実施した。 ・また、1月21日から2月28日までの間、姫路、飾磨、網干、加古川、高砂、社、有馬、三田、篠山等各地区防犯協会支部は、葦合警察署三宮センター交番、生田警察署サンこうべ交番を拠点に、防犯指導を内容としたチラシの配布、避難所に防犯広報誌を掲示、車載マイク等の活用による防犯広報を中心としたパトロール、等の活動を実施した。
<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果</p>	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>警備業協会と都道府県の災害時支援協定の締結[『阪神・淡路大震災復興誌(第3巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p620]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察庁は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年3月、緊急交通を確保するための交通誘導、被災地のパトロールや避難場所の警戒、被災状況についての情報提供などについて、警備業界等と連携を図るよう、各都道府県警に指示した。その後、車両誘導等に関し、一定の技能及び経験等を有する警備員を活用すべく、都道府県知事又は警察本部長と当該都道府県警備業協会長との協力義務、費用の請求、訓練等に関する規定を盛り込んだ災害時支援協定の締結を推進した。 ・また、各管区内における警備業協会間の相互支援協定の締結を支援した。平成12年1月末までに近畿等5管区において同協定が締結された。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> <p>警備業協会と都道府県の災害時支援協定の締結状況[『阪神・淡路大震災復興誌(第3巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p620]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年12月末までに、兵庫県等43都道府県の警備業協会と自治体等との間で災害時支援協定が締結された。 ・平成12年1月末までに、近畿等5管区において、管区内の警備業界間の相互応援協定が締結された。
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>災害警備計画の改正・施行(平成8年1月)[「復興へ 第8部 教訓を今に」平成8年1月16日付神戸新聞]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成8年1月、兵庫県警は、災害警備計画を改正・施行した。改正項目は、「概括的な被害状況の速報」「関係機関との協力体制の確立、連絡調整」など、20項目に及ぶ。

	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
市 町	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
その他	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>受援パトカー隊の活動は、街の復興に伴い発生する事件、事故に迅速に対応するとともに、避難住民の不在家屋へのパトロールの強化、被災地域及び避難所周辺における駐留警戒や事件、事故の多発地域を重点警らするとともに、機動力を生かした広報活動を行うなど地域安全活動を積極的に実施し、治安の維持に大きく貢献した。（『阪神・淡路大震災警察活動の記録：都市直下地震との戦い』兵庫県警察本部）</p> <p>安全パトカー隊の活動期間は、2月10日から7月31日の172日間であった。この期間中、パトカーの有する機動力、広報力をフルに発揮して、派遣警察所管内を重点パトロールするとともに、被災地域や避難所における駐留警戒、立ち寄り等の広報治安を中心とした地域安全活動を実施して治安の維持に大きく貢献した。（『阪神・淡路大震災警察活動の記録：都市直下地震との戦い』兵庫県警察本部）</p> <p>災害発生時に、被災地における二次災害による被害の発生防止及び被災民が避難した地域の治安の確保のため、各都道府県からの支援及びボランティアとの連携を含め、危険地域の警戒活動、窃盗犯罪、災害に便乗した悪質商法、民事介入暴力事犯等の防圧・検挙活動のためのパトロール、監視活動等を行うために必要な体制の整備を図る必要がある。（平成7年警察白書）</p>	
課題の整理	
自治会、町内会等の連携による地域防犯体制の整備	
今後の考え方など	
<p>震災体験の風化を防ぐための神戸市職員震災バンクを活用し、震災経験やノウハウを次世代に引き継ぐことで、震災で得た教訓を今後の防災対策の充実に役立てていく。（神戸市）</p> <p>関係機関との連携による体制整備を図っていく。（尼崎市）</p>	